

# 令和7年7月\_沖縄県盛土規制法関係者説明会 概要

- ・ 7/11～7/24にかけて県内5カ所で13回開催し、延べ200名以上が参加
- ・ 盛土規制法の概要、沖縄県の取組スケジュール(案)、取組進捗などを説明し意見交換

○行政機関向け（県関係機関、市町村関係機関等）

（北 部）令和7年7月11日（金） 13:15～ 15:30～

（中 部）令和7年7月15日（火） 13:15～ 15:30～

（八重山）令和7年7月17日（木） 13:15～ 15:30～

（南 部）令和7年7月22日（火） 13:15～ 15:30～

（宮 古）令和7年7月24日（木） 13:15～ 15:30～

○関係団体向け（建設業協会、コンサル協会等）

（八重山）令和7年7月17日（木） 10:00～

（南 部）令和7年7月23日（水） 11:00～

（宮 古）令和7年7月24日（木） 10:00～

北部会場



八重山会場



宮古会場



## 令和7年度 沖縄県盛土規制法に関する説明会資料

# 「盛土規制法概要説明」

令和7年7月

沖縄県 土木建築部 建築指導課 盛土対策班

1. 盛土規制法の概要
2. 建設発生土の搬出先の明確化
3. スtockヤード運営事業者登録制度
4. パンフレット、ホームページ紹介、スケジュール
5. 関係団体の皆様へのお願い
6. 質疑応答

# 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)

【公布:R4.5.27 / 施行:R5.5.26】  
 刑法改正(R7.6.1)に伴う改正反映済み

## 背景・必要性

### 盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)

### 制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要**

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

## 法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」 ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

### 1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**  
⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定  
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象に**  
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

### 3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**

### 2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

### 4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する**拘禁刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化**  
※ 最大で拘禁刑3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

# 宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)とは

- 盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途(宅地、農地、森林等)にかかわらず、都道府県知事等※の指定した**規制区域内で行う一定規模以上の盛土等に関する工事については、都道府県知事等の許可**が必要。
- 許可制度のほか、関係市町村や地域住民等による地域の盛土等の認識・通報を通じた**不法・危険盛土等の未然防止や早期発見・対応**により、盛土等に伴う災害防止を推進。
- **許可違反の盛土等**に加え、**過去の工事によるもので危険な盛土等**に対しては、土地所有者等に**是正命令**を実施。従わない場合等には**告発や厳しい罰則**の対象。

※ 都道府県知事等…都道府県知事、指定都市の長、中核市の長

## 規制区域

- **宅地造成等工事規制区域**  
市街地や集落、その周辺等、人家等が存在するエリアを指定
- **特定盛土等規制区域**  
市街地や集落等から離れているものの、**地形等の条件から人家等に被害を及ぼしうるエリア**を指定



## 規制対象

- **宅地、農地、森林等の土地が規制対象**(法令で規定する公共施設用地以外が該当)
- 一定規模の**盛土、切土**のほか、最終的に除却する**土石の堆積**も規制対象

### 【許可対象規模】

<盛土・切土> 規制対象となる行為 例えば… ●宅地造成のための盛土 ●残土処分場における盛土 ●太陽光発電施設設置のための盛土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。

(30度≒57.735%≒1:1.732)

<土石の堆積> 規制対象となる行為 例えば… ●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2m超 5m超 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

**赤文字** 宅地造成等工事規制区域  
**青文字** 特定盛土等規制区域  
※ 赤文字規模から届出対象  
※ 許可対象規模は条例で引下げ可能

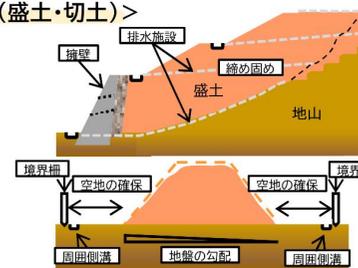
## 盛土等の安全性の確保

- **盛土等の災害防止のために必要な許可基準(工事の技術的基準)**を設定
- 許可にあたって、**土地所有者の同意及び周辺住民への事前周知(説明会の開催等)**を要件化

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

(主な技術的基準)

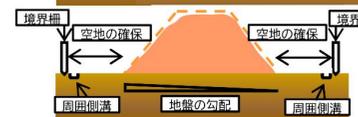
- ✓ 盛土の締め固め
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 擁壁等の設置 等



<土石の堆積>

(主な技術的基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 周囲側溝の設置
- ✓ 空地の確保 等



## 危険な盛土等への対応

- 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有する
- 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等に加え原因行為者に対しても是正措置等を命令**
- 命令に従わない等の場合、**告発や厳しい罰則**※の対象
- 緊急性や公益性を踏まえ、**命令に従わない等やむを得ない場合には行政代執行が可能**

※最大で拘禁刑3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

# 規制対象と必要な手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域	(土地の形の変更) (盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	土一時的な堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特 定 盛 土 等 規 制 区 域	(土地の形の変更) (盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土一時的な堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。  
( $30\text{度} \div 57.735\% \div 1:1.732$ )

※ 条例により規制対象規模を変更する場合があります。

## 盛土規制法の規制対象とならない工事・許可を要しない工事

- 公共施設の用に供されている土地(公共施設用地)で行われる盛土等に関する工事は、盛土規制法の**適用除外**(法第2条第1項)。

### 公共施設用地

法律第2条第1号	公共施設用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路、公園、河川 その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地</li> </ul>
政令第2条	政令で定める公共の用に供する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等</li> <li>● 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等</li> </ul>
省令第2条第1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設</li> </ul>
省令第2条第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設</li> </ul>

(その他規制対象とならない行為)

- 土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、規制対象とならない。(例えば、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等)

- 規制対象工事であっても、災害の発生のおそれがないと認められる工事は、**許可不要**(法第12条第1項ただし書・法第27条第1項ただし書・法第30条第1項ただし書)。
- ただし、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害の発生のおそれのある場合には、**改善命令等の対象**。

### 許可不要工事

政令第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）</li> <li>● 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）</li> <li>● 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）</li> <li>● 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） 等</li> </ul>
省令第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等</li> <li>● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等</li> <li>● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却</li> <li>● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等</li> <li>● 土壌汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等</li> <li>● 放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壌の保管又は処分</li> <li>● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</li> <li>● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事</li> <li>● 高さ 2m以下かつ面積 500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが 30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事</li> <li>● 土石の堆積を行う土地の面積が 300㎡を超えないもの</li> <li>● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの</li> </ul>